

帝東労働組合 大崎機械 争議解決報告

諸君の熱誠なる御後援を得て奮闘中であつた大崎機械並に合同蓄音器の両争議は此度乍ら如く解決を告げました。大崎機械製作所争議発端は六月一日解決を見たのは六月十九日解決条件は左の通り有利なものであります。

歩増条件

最低固定歩増ニ歩増とし請負制を以て増加率を決定す。現在この計算を以てすれば左の如き増加率となる

解雇手當制定件

常備賃銀に割を増し十四日分。外に半年未満の者十  
五日分二年未満三十日分二年未満四十日分三年未満五十日  
四年未満六十日分五年未満七十日分以上五年を増す毎に十日分

勤労手當制定件

常備賃銀に割を増し半年未満二十日分一年未満三十日分  
未滿七十日分三年未満九十日分四年未満十二日分五年未満十七日分  
以上一年を増す毎に十日分を加算す。五年未満

退職手當制定件

常備賃銀に割を増し半年未満八日分一年未満十  
十日分二年未満二十日分三年未満三十日分四年未満四十日  
五年未満五十日分以上五年を増す毎に二十日分を以てす

合同蓄音器株式會社、本争議は六月一日に初まり其の終自心は六月二十五日でありました。解決条件は誠意看九名に對し(最志入十五日(八ヶ月勤績者)最高百二十四分(三年半勤績者)の解雇手當と云ふ最も有利なものであります。石の争議は解決日数に多少の相違はありますが此の際總括して報告することゝ致しました。御承知の程御願申上ります。終りに臨み我が争議部に對し精神的に或は物的的に多大の御援助を下さつた貴組合及び貴下に対し特に厚い謝意を表示するものであります。

大正拾四年六月二十六日

帝東労働組合聯合會  
帝東蓄音器争議部  
大崎機械技工組合大崎支部  
大崎機械争議部